

公益社団法人 茨城県歯科衛生士会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人茨城県歯科衛生士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚並びに歯科衛生の普及啓発に関する事業を行うことにより、歯科疾患の予防及び口腔機能の向上を図り、もって県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚に関する事業
- (2) 歯科保健指導及び歯科保健の普及啓発に関する事業
- (3) 社会福祉施設等における口腔ケアに関する事業
- (4) 介護保険に関する事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県全域において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正 会 員 歯科衛生士免許を受けた者であつて、この法人の目的及び事業に賛同し入会した者。ただし、正会員のうち次の者は特別な呼称で呼ぶこととする。

名誉会員 この法人及び歯科衛生士業務の発展に功労のあつた者、又は歯科衛生に関する学術研究及び教育の発展に功労のあつた者。名誉会員は榮譽の敬称とし、その推薦基準及び処遇は定款施行規程に定める。

終身会員 会員歴が通算40年以上であり、75歳以上に達した者。その処遇は定款施行規程に定める。

(2) 準 会 員 この法人の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体。準会員の種別は次のとおりとする。入会手続き等は、定款施行規程に定める。

学生会員 歯科衛生士養成課程の在籍者

賛助会員 個人及び企業・団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、定款施行規程に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、定款施行規程に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議により当該正会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(2) この定款その他の規則に違反したとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 正会員は、第8条及び第9条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡したとき

(2) 歯科衛生士免許の取り消しを受けたとき

(3) 第7条に定める会費等の納入を、支払期限を過ぎて6箇月以上履行しなかったとき

2 正会員資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(3) 定款の変更

(4) 正会員の除名

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 理事及び監事の報酬等の額

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合はその限りではない。
 - 3 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 - 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を2週間前までに発しなければならない。
 - 5 会長は、前項の書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。

(議長・副議長)

- 第15条 総会の議長及び副議長は、各1名ずつ、総会のつど出席正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第16条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

- 第19条 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名捺印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の選考にあたり、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を参考に選定する方法によることができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を越えてはならない。監事においても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長、専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 28 条 この法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じる。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

(3) 会長の諮問に応え、会議に出席して意見を述べる。ただし、表決に加わることはできない。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、理事会の定めによりその職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事があらかじめ理事間で決めた順位により理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名捺印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子広告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 雑則

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は芹澤鏡子とする。